

公 示 日：2025年12月17日（水）

調達管理番号：25a00792

国 名：ガーナ国

担当部署：人間開発部保健第一グループ保健第二チーム

調達件名：ガーナ国デジタル技術を活用した保健システム強化アドバイザー業務

適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

## 1. 担当業務、格付、期間等

（1） 担当業務：デジタル技術を活用した保健システム強化アドバイザー

（2） 格付：2号

（3） 業務の種類：専門家業務

（4） 全体期間：2026年2月上旬から2028年2月上旬

（5） 業務人月：16.40人月

（6） 業務日数：

- ・ 第1次 準備業務 5日、現地業務 90日、整理業務 3日
- ・ 第2次 準備業務 2日、現地業務 90日、整理業務 3日
- ・ 第3次 準備業務 2日、現地業務 90日、整理業務 3日
- ・ 第4次 準備業務 2日、現地業務 90日、整理業務 3日
- ・ 第5次 準備業務 2日、現地業務 90日、整理業務 3日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「6. 業務上の特記事項」を参照願います。

## 2. 業務の背景

ガーナ共和国（以下、「ガーナ」）では、国家中期計画「雇用のためのアジェンダII：すべての人のための繁栄と機会均等の創出 2022-2025」において、保健セクター

を重要分野の一つに位置付け、質の高いユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (Universal Health Coverage。以下、「UHC」) の達成を目標に掲げている。

過去 30 年の間に国家健康保険制度の導入、医師や看護師数の増加やインフラの拡充などの医療サービスへのアクセス改善に取り組んだ結果、妊産婦死亡率は、1990 年から 2017 年にかけて出生 10 万人あたり 760 から 308 に、5 歳児未満死亡率は、1990 年から 2020 年にかけて、出生千対 128 から 45 に減少し、母子保健指標の一定の改善が見られたものの、持続可能な開発目標の達成には至っていない。特に貧困率の高い農村部では、医療者による出産を受ける機会が限局的であるため都市部に比べ妊婦・子供の死亡率を高くなっている。医療における地域間格差が課題となっている。地理的なアクセスの改善を目指して、1999 年に「Community-based Health Planning and Services (以下、「CHPS」)」の国家政策を策定し、プライマリ・ヘルス・ケア (Primary Health Care。以下、「PHC」) を基本とした地域保健サービスを推進していくこととした。また、それを受け策定された「保健セクター中期開発計画 2022-2025」では、2030 年までに、すべての人が質の高い基礎的な保健医療にアクセスできることを目標とし、「より良く効率的に運用された質の高いヘルスケアサービスへの普遍的なアクセスの確保」という政策目標を定めた。2019 年に完成した保健省作成の「UHC 達成のためのロードマップ」では、ガーナ国内の少なくとも 80% の人々が基礎的医療サービスにアクセスできることを目標に定めているものの、都市部であるグレーター・アクラ州においては、3,403 人に対して 1 人の医師がいるのに対して、北部のアッパーイースト州においては 27,652 人に対して 1 人の割合 (保健省、2018) と医師の偏在はまだ解決されていない。さらに、疾病構造に関しては、結核、マラリア、HIV/AIDS やコレラ等の感染症と併せて、非感染性疾患 (Non-communicable diseases。以下、「NCDs」) が急増しており、2020 年における死因の約半数を占めるに至っていることから、母子保健や感染症等の従来の保健課題と NCDs の疾病二重負担に直面している。かかる状況を受け、ガーナ政府は「国家保健政策 2020」では、母子保健と緊急医療、NCDs 分野を重要課題として位置付けている。

このような状況の中、ガーナ政府は、「E-Health Strategy」(2010 年) 及び「Policy and Strategy on Digital Health 2023-2027」に基づき、医療サービス質の向上、アクセスの改善に向けて、デジタル技術を用いた遠隔医療の導入により保健システムの強化に取り組んでいる。ガーナ保健サービス (Ghana Health Service。以下、「GHS」) は開発分野及び民間のパートナーと協働で二次医療機能を持つ州病院の内部に州遠隔医療センター (Tele-Consultation Center。以下、「TCC」) を設置し、24

時間体制で一次医療機関に対する臨床的サポートを行うパイロット事業をイースタン州、グレーター・アクラ州、アッパーイースト州、アシャンティ州、ボルタ州、セントラル州の 6 州で実施した。同事業を通じて、特にプライマリーヘルスシステムにおいて TCC が医療へのアクセス改善に重要な役割を果たすことを確認し、人材リソースや財政的課題をふまえて中央遠隔医療センター (National Tele-consultation Center。以下、「NTC」) 創設による医療へのアクセス拡大を目指している。本案では、今後 NTC を運営するのに必要な IT インフラやプロトコル整備、NTC に関連する人材育成支援等を通じデジタルヘルスの環境整備と能力強化を図ることで、ガーナにおける医療サービスのアクセス・質向上を目指すものである。

### 3. 期待される成果

- ・ NTC 実施ガイドライン及びプロトコルに沿って NTC を運営するための基盤が整備される。
- ・ NTC 及び関連医療施設において遠隔医療サービス提供を担う従事者を対象とした能力強化を実施する。
- ・ NTC 及び関連医療施設において、既存のデータプラットフォームと相互運用性のある IT システムが整備される。
- ・ 保健及びデジタル分野のステークホルダーと連携し、持続的な遠隔医療サービス運用のための体制が強化される。

### 4. 業務の内容

本業務従事者は、ガーナ保健サービス (GHS) 政策計画モニタリング評価局 (PPMED) をカウンターパート (以下「C/P」) 機関とし、成果や活動によって GHS の臨床ケア局 (ICD)、家族保健局 (FHD)、公衆衛生局 (PHD) 等の関連部門やガーナ全 16 州の州保健局、保健省が関与する実施体制のもと、業務を行う。我が国や他国での類似案件での経験・教訓を踏まえながら、NTC を運営するのに必要な IT インフラやプロトコル整備、NTC に関連する人材育成支援等を通じデジタルヘルスの環境整備と能力強化を支援する。

第 1 次から第 5 次の期間を通じた活動は次のとおりとするが、業務開始後に C/P の能力向上の度合いや活動進捗状況を確認しつつ、JICA と協議の上、必要に応じて各派遣次間での業務の入れ替えや変更等の見直しも可とする。研修、会議、ワークショップ、勉強会等の開催方法、実施内容、参加者等につき、日本側では

以下のとおり想定しているものの、研修の詳細はガーナ側関係者と協議して決定する。なお、参加者が重複する研修、会議、ワークショップ、勉強会等については、予算や効率性を重視し、関係者が参集しやすい地域・時期を選定のうえ、複数の研修や会議等を組み合わせた開催を検討すること。

#### 成果1：NTC実施ガイドライン及びプロトコルに沿ってNTCが運営される<sup>1</sup>。

- 1-1. 現地でのTCCの実際の運用状況、医療処置の共通プロトコル等関連文書や世界銀行等開発パートナーの関連する支援の内容についてレビューし、遠隔医療を初期導入のための地域（ネットワーク状況の良好な2州4郡を想定）を選定する。（拠点はアクラ、タマレ、クマシ、コフォリドゥアの中から数か所を選定し、各センターがフォローする周辺地域を決定）。
- 1-2. NTC運営委員会を設立し、定期的に開催されるTCC設立及び運営並びに遠隔医療を推進するためのテクニカル・ワーキング・グループ（TWG）の活動（特に関連組織横断的なプロジェクトマネジメント）を支援する。
- 1-3. NTCの設立・運用にかかるガイドラインを作成し、医療サービスにかかるプロトコル及びNTCのロードマップをTWG、運営委員会と共にレビューし策定する。
- 1-4. NTC及び遠隔医療を初期導入する医療施設の医師間の医療技術的支援体制ならびに遠隔患者モニタリング体制を構築する。

#### 成果2：NTC及び関連医療施設において遠隔医療サービス提供を担う従事者を対象とした能力強化を実施する<sup>2</sup>。

- 2-1. 職種（医療従事者、IT技術者、運用管理者）に応じた遠隔医療・リファラルに必要な医療知識向上のための包括的な研修カリキュラムを開発する。
- 2-2. 医療従事者や研修ファシリテーター（州及び郡レベル）に対して、TOT研修を行う。
- 2-3. 1-1で選定した地域の医療施設の関係者に対して、遠隔医療・リファラルに必要な医療知識向上のための研修を行う。
- 2-4. NTC運営委員会がNTC、TCC及び一次医療施設から構成される遠隔医療システム並びにリファラルシステムが適切に機能しているか、人材キャパシティの観点からモニタリング・評価を実施し、各センター及び医療施設にフィードバックする。

<sup>1</sup> 成果1から3に関連する事項として、遠隔医療システム構築におけるハード及びソフト面の環境整備に向けた取り組みの実施手法をプロポーザルで提案してください。

<sup>2</sup> 成果2に関連する事項として、遠隔医療サービスの提供に向けて必要とされる研修の内容及び研修実施手法をプロポーザルで提案してください。

成果3：NTC及び関連医療施設において、既存のデータプラットフォームと相互運用性のあるITシステムが整備される<sup>3</sup>。

- 3-1. NTC業務への統合に向けた既存のデータシステムおよびプラットフォーム(DHIMS-2, LMIS, EMR等)の評価を行う。
- 3-2. NTC及び遠隔医療を初期導入する医療施設におけるIT機器及びシステムを整備する(システム面の仕様・要件定義の監督を含む)。
- 3-3. 遠隔医療の導入、適切なリファラル体制の構築・実施のため、公立・私立の医療機関で共通するITシステムの確立に向けた支援(遠隔画像診断、電子カルテ及びレファラルシステムの相互接続を含む)を行う。
- 3-4. 遠隔医療を初期導入する医療施設における遠隔医療の運用実績とシステム状況を定期的にレビューする。

成果4：保健及びデジタル分野のステークホルダーと連携し、持続的な遠隔医療サービス運用のための体制が強化される。

- 4-1. 保健省、NHIS、GHSとともに持続的な遠隔医療システム運用のための資金調達枠組みを検討する。
- 4-2. 民間の遠隔医療事業者(BIMA Ghana社、CarePoint社等)と連携し、実現可能なパートナーシップとナレッジ共有を推進する。
- 4-3. 遠隔医療を活用したリファラルシステムが機能するようNAS(National Ambulance Service)と実務レベルで連携する。

具体的の担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務(2026年2月中旬)

- ①ガーナにおけるデジタルヘルスに係る資料を確認し、ガーナにおけるこれまでのデジタルヘルス関連活動の内容及び進捗状況について把握する。
- ②我が国が協力している他国での類似プロジェクトにおけるデジタルヘルス活動について、その概要を把握し、本業務にて活用できるグッド・プラクティスや教訓を収集する。
- ③ガーナ政府及び他開発パートナーが作成した保健分野における政策文書や資料を確認し、本業務がガーナの政策及び方針においてどのような位置付けにあるかを確認し、取り組むべき活動の検討、優先順位の整理を行う。
- ④JICA人間開発部及びJICAガーナ事務所と調整の上、現地における業務内容を整理する。

---

<sup>3</sup> 成果3に関連する事項として、遠隔医療の実施に際し、複数の施設及びデータプラットフォーム間における相互運用性を確保したITシステムの確立に向けた取り組み手法をプロポーザルで提案してください。

⑤ 資料の分析、課題の整理を踏まえた上で、現地業務工程表を含む全体のワークプラン（英文・和文）を作成し、JICA 人間開発部へ提出し、説明する。併せて、JICA ガーナ事務所にもデータを送付する

（2） 第1次現地業務（2026年3月中旬～2026年6月中旬）

現地業務開始時に、JICA ガーナ事務所、C/P に全体及び第1次現地業務のワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

【現地派遣期間終了前の業務】

① 現地業務完了に際し、第1次現地業務結果報告書（英文）を C/P に提出し、報告する。

② JICA ガーナ事務所に第1次現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、第2次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

（3） 第1次整理業務（2026年7月上旬）

① 第1次現地業務の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

② JICA 人間開発部及びガーナ事務所と調整の上で、第2次現地派遣期間における業務内容を整理する。

（4） 第2次準備業務（2026年8月上旬）

現地業務工程表を含む第2次現地業務ワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 人間開発部へ提出し、説明する。併せて、JICA ガーナ事務所にもデータを送付する

（5） 第2次現地業務（2026年8月中旬～2026年11月中旬）

現地業務開始時に、JICA ガーナ事務所、C/P に第2次現地業務ワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

【現地派遣期間終了前の業務】

① 現地業務完了に際し、第2次現地業務結果報告書（英文）を C/P に提出し、報告する。

② JICA ガーナ事務所に第2次現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地

業務結果を報告の上、第3次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

(6) 第2次整理業務（2026年12月上旬）

- ① 第2次現地業務の現地業務結果報告書（和文・英文）をJICA人間開発部に提出し、報告する。
- ② JICA人間開発部及びJICAガーナ事務所と調整の上で、第3次現地派遣期間における業務内容を整理する。

(7) 第3次準備業務（2027年1月上旬）

現地業務工程表を含む第3次現地業務ワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA人間開発部へ提出し、説明する。併せて、JICAガーナ事務所にもデータを送付する。

(8) 第3次現地業務（2027年1月中旬～2027年4月中旬）

現地業務開始時に、JICAガーナ事務所、C/Pに第3次現地業務ワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

【現地派遣期間終了前の業務】

- ① 現地業務完了に際し、第3次現地業務結果報告書（英文）をC/Pに提出し、報告する。
- ② JICAガーナ事務所に第3次現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、第4次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

(9) 第3次整理業務（2027年4月下旬）

- ① 第3次現地業務の現地業務結果報告書（和文・英文）をJICA人間開発部に提出し、報告する。
- ② JICA人間開発部及びJICAガーナ事務所と調整の上で、第4次現地派遣期間における業務内容を整理する。

(10) 第4次準備業務（2027年5月上旬）

現地業務工程表を含む第4次現地業務ワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA人間開発部へ提出し、説明する。併せて、JICAガーナ事務所にもデータを送付する。

### (11) 第4次現地業務（2027年5月中旬～2027年8月中旬）

現地業務開始時に、JICA ガーナ事務所、C/P に第4次現地業務ワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

#### 【現地派遣期間終了前の業務】

- ① 現地業務完了に際し、第4次現地業務結果報告書（英文）を C/P に提出し、報告する。
- ② JICA ガーナ事務所に第4次現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、第5次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

### (12) 第4次整理業務（2027年9月上旬）

- ① 第4次現地業務の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。
- ② JICA 人間開発部及び JICA ガーナ事務所と調整の上で、第5次現地派遣期間における業務内容を整理する。

### (13) 第5次準備業務（2027年10月上旬）

現地業務工程表を含む第5次現地業務ワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 人間開発部へ提出し、説明する。併せて、JICA ガーナ事務所にもデータを送付する。

### (14) 第5次現地業務（2027年10月中旬～2028年1月中旬）

現地業務開始時に、JICA ガーナ事務所、C/P に第5次現地業務ワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

#### 【現地派遣期間終了前の業務】

- ① 現地業務完了に際し、第5次現地業務結果報告書（英文）を C/P に提出し、報告する。
- ② JICA ガーナ事務所に第5次現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

### (15) 第5次整理業務（2028年2月上旬）

専門家業務完了報告書（和文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。併せて、JICA ガーナ事務所にもデータを送付する。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	遠隔医療システム構築にかかる環境整備（ハード・ソフト面）の実施手法	成果1～3の活動
2	遠隔医療のサービス提供のための研修内容及び実施手法	成果2の活動
3	遠隔医療の実施に際し、複数の施設及びデータプラットフォーム間における相互運用性を確保したITシステムの確立に向けた取り組み手法	成果3の活動

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	保健医療、デジタルヘルス
対象国及び類似地域	ガーナ、アフリカ地域及び全途上国
語学の種類	英語

## 5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン	全体及び各現地業務期間時	JICA 人間開発部・JICA ガーナ事務所	－	英語	電子データ
		C/P 機関	－	英語	電子データ
		JICA 人間開発部・JICA ガーナ事務所	－	日本語	電子データ
現地業務結果報告書	各現地業務期間終了時	JICA 人間開発部・JICA ガーナ事務所	－	日本語	電子データ
専門家業務完了報告書	契約履行期限未日	JICA 人間開発部	1部	日本語	簡易製本
		JICA 人間開発部・JICA ガーナ事務所	－	日本語	電子データ

C/P と協働して作成した研修カリキュラム及び研修教材集等の技術協力成果品については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は、各次報告書は電子データとし、業務完了報告書は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

## 6. 業務上の特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

「4. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「1. 担当業務、格付、期間等」の「(6) 業務日数」に記載の数値を上限とします。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

### (2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第一グループから配付しますので、[hmge1@jica.go.jp](mailto:hmge1@jica.go.jp) 宛にご連絡ください。

- ・要請書

## 7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル、見積書の提出期限日	2026年1月7日 12時まで
2	評価結果の通知日	2026年1月19日まで

## 8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：特になし
- (2) 必要予防接種：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

## 9. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通

じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（ [https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf) ）

- ✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の  
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>
- ✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載  
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めています。

## 10. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

### （1） 業務の実施方針等：

- |                 |      |
|-----------------|------|
| ①業務実施の基本方針      | 16 点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制 | 4 点  |

### （2） 業務従事者の経験能力等：

- |               |      |
|---------------|------|
| ①類似業務の経験      | 40 点 |
| ②対象国・地域での業務経験 | 8 点  |
| ③語学力          | 16 点 |
| ④その他学位、資格等    | 16 点 |

（計 100 点）

## 11. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) 臨時会計役の委嘱

本件業務に係る以下の活動費は、活動計画に従って、JICA ガーナ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・人件費（現地人材）：約 29,000 千円
- ・旅費・交通費（レンタカー含む）：約 12,000 千円
- ・雑費（会場借り上げ、消耗品、通信費、報告書作成）：約 3,588 千円
- ・遠隔医療システム構築関連費用：約 15,500 千円

\*臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(3) 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- ウ) 車両借り上げ：なし
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：  
第1次現地業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供：GHS内における執務スペース提供

## 12. 特記事項

(1) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12カ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（1）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13カ月以降）：契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25カ月以降）：契約金額の2%を限度とする。

#### （2）部分払いの設定<sup>4</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度（2027年1月頃）
- 2) 2027年度（2027年7月頃）

#### （3）その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求める制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAガーナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

---

<sup>4</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

- ④発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上